

三 佐竹義昭書状（松野文書）

佐竹義昭、松野丹波守に、烏山城の那須氏への使者を依頼したところ、
やつてきて返書以下を届けてくれた礼言などを述べる。

先日入来幸之間、烏山へ憑入候処ニ、則被打越、返書以下被相越候、一段
大悦之至候、資胤（那須）無御別心様候哉、雖勿論候、肝要至極候、如被露書面候、
用所も候者、無隔意可申越候、然者其方承儀等、努々他言不可有之候条、
被閣疑心、珍敷儀候者、即可承候、藤王殿へ進候馬、自愛之由、本望此事
候、恐々謹言、

（永祿四年）
八月廿六日

松野丹波守殿

（佐竹）
義昭（花押）

（奥折封ウハ書カ）

「（墨引）

松野丹波守殿

従太田

（墨引）

「

【読み下し文】

先日入来幸（しゆゆい）の間、烏山へ憑（たの）み入れし候（い）つる処に、則ち打ち越され、
返書以下相越され候（き）。一段大悦の至りに候。資胤御別心なき様に候や。
勿論に候といえども肝要至極に候。書面に露（あ）わされ候（い）し如く、用所も
候わば、隔意なく申し越（す）べく候。しかれば其方承る儀等、努々他言（ゆめゆめ）之
あるべからず候条、疑心を閣（さしお）かれ、珍（めづ）しき儀候わば、即ち承るべく候。
藤王殿へ進（ま）せし候馬、自愛の由本望此の事に候。恐々謹言。